

○津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務
災害補償等に関する条例

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷，疾病，精神若しくは身体の障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対する補償（以下「公務災害補償等」という。）について定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 この条例で「職員」とは、議会の議員，監査委員，審査会・審議会及び調査会等の委員その他の構成員，非常勤の嘱託員並びに臨時に採用した職員をいう。

(準用)

第 3 条 職員の公務災害補償等に関する事項については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年津山市条例第 2 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。